

財務定期監査結果報告

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	安 達 和 彦
同	池 田 り ん た ろ う

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した平成19年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

監査の概要

第1 監査対象局等

下記の監査対象局等における主として平成19年3月1日から7月31日までに執行された事務(当年度の行政監査及び指定管理に係る監査の対象を除く。)について監査を行った。

1 保健福祉局・区役所

保健福祉局	総務部	庶務課, 計画調整課, 監査指導課, 保護課, 人権推進課
区役所	保健福祉部	保護課
	北須磨支所	保健福祉課保護係

2 保健福祉局

病院経営管理部 経営管理課, 新中央市民病院整備室
医療センター中央市民病院
医療センター西市民病院
看護大学・看護大学短期大学部

3 環境局

庶務課, 環境政策課, 地球環境課, 減量リサイクル推進課, 施設課, 業務課,
事業系廃棄物対策室, 東灘事業所, 灘事業所, 中央事業所, 兵庫事業所,
北事業所, 長田事業所, 須磨事業所, 垂水事業所, 西事業所,
自動車管理事務所, 東クリーンセンター, 港島クリーンセンター,
苅藻島クリーンセンター, 落合クリーンセンター, 西クリーンセンター,
環境保全指導課, 環境審査室

第2 監査の期間

平成19年8月20日～平成19年12月17日

第3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。監査の実施に際しては、前記の合規性の観点から検証するとともに、経済性・効率性・有効性の観点にも留意しつつ監

査を実施した。また、重点監査項目として「市税、使用料、手数料、諸収入（貸付金を除く）に係る収入未済の状況および債権管理について」をテーマに取り上げ、重点的な監査を行った。

第4 主な監査項目及び着眼点

1 重点監査項目「市税、使用料、手数料、諸収入（貸付金を除く）に係る収入未済の状況及び債権管理について」

(1) 重点監査の目的

本市の厳しい財政状況下において、歳入の一層の確保を図ることが重要であり、市税や使用料等を納付する一般市民からも受益と負担の公平性が求められている。そこで本年度は、収入未済の現状や滞納整理等債権管理の手續、収入率向上に向けた取組などについて横断的な検証を行うため、上記の項目について重点監査を実施した。

(2) 主な着眼点

重点監査の主な着眼点は、次のとおりである。

収入未済について本市の債権としての管理が適切に行われているか。

収入未済の解消に向けて適正な事務処理がなされているか。

新たな収入未済を発生させない工夫や努力がなされているか。

2 その他の監査項目（各項目の主な着眼点は「監査等の結果(各局別)」参照）

(1) 収入に関する事務

(2) 支出に関する事務

(3) 契約に関する事務

(4) 財産の管理に関する事務

(5) その他の事務

第5 監査結果等の概要（詳細は「監査等の結果(各局別)」参照）

1 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理等の一部に是正・改善すべきものが見受けられたので、第1表のとおり、27件の指摘及び7件の意見提案を行った。

第1表 指摘事項等一覧

監査対象局等	指摘事項						意見	合計	掲載ページ
	収入	支出	契約	財産管理	その他	小計			
保健福祉局(総務部)、 区役所(生活保護関係)	2	3		2		7	3	10	p. 5
保健福祉局(病院関係)	2	1	5			8	2	10	p. 9
環境局	1	5	1	5		12	2	14	p. 15
合計	5	9	6	7		27	7	34	

2 重点監査の結果(概要)

重点監査の結果、第2表のとおり、未収金の計上、会計処理に関する2件の指摘、及び債権回収事務に関する3件の意見提案を行った。

第2表 重点監査項目に関する指摘事項等一覧

指摘事項等の分類	監査対象局等	区分	件数	掲載ページ
未収金の計上、会計処理に関するもの	保健福祉局(病院関係)	指摘	2	p.10
債権回収事務に関するもの	保健福祉局(総務部)、区役所(生活保護関係)	意見	1	p.6
	保健福祉局(病院関係)	意見	1	p.12
	環境局	意見	1	p.17
合計			5	

注：表の件数は、第1表の件数(指摘事項の収入、意見)の内数である。

監査対象局においては、日頃から様々な方法で収入の確保に努めているところであるが、担当職員が日常業務に追われ踏み込んだ滞納者対策に十分取り組めていない事例が見受けられた。現在行われている経常業務の一環としての未収金対策だけでは一定の限界があると言わざるを得ず、より実効性のある対策を別途検討する必要があると思われる。

他都市等においては、各部局が所管する債権について目標収入率を設定しその進捗状況の確認・評価・指導助言や滞納原因の分析、情報交換等を行う全庁的な組織を設置している事例、大口・困難滞納事案について強制徴収を含む債権回収を専門に行う組織を設置している事例、債権回収会社への外部委託を行っている事例等がある。このような事例も参考に収納体制の充実強化を図るなど、未収金の解消と一層の収入率向上に向け、それぞれの債権の特性に応じた真に実効性のある対策を検討されたい。

監査等の結果(各局別)

第1 保健福祉局(総務部)、区役所(生活保護関係)

1 収入未済(重点監査項目)の状況と取組

(1) 過去3年間の推移

今回監査対象となった所管課及び所管施設に関する収入未済(重点監査項目)の状況は以下のとおりであり、いずれも生活保護費に係る債権である。

このうち生活保護費納付金は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合に保護費の返還を求める生活保護法第63条に基づく返還金(以下、「法第63条返還金」という。)や、未申告の稼働収入が判明した場合など不実な申告その他不正な手段により保護を受けた場合に保護費を徴収する生活保護法第78条に基づく徴収金(以下、「法第78条徴収金」という。)などである。

平成18年度末の生活保護費納付金の収入未済額は583,877千円であり、収入率は51.9%となっている。このうち不正受給による法第78条徴収金の収入未済額は435,968千円で、生活保護費納付金収入未済額の74.7%を占めており、収入率は31.4%となっている。

また、過年度収入(生活保護費戻入)の収入未済額は47,646千円で、収入率は20.3%である。

そもそも法第78条徴収金は、債権自体の発生(不正受給)を防止することが重要であり、被保護者に対して収入を適正に申告するよう指導するほか、課税状況の調査など収入の早期把握に努めている。平成16年度からは不正受給を繰り返した場合、保護の廃止も行っている。

しかし、過去3年間の推移を見ると、被保護者数の増加等に伴い、収入未済額は増加

傾向にある。

このため、保護受給中世帯に対する未収金対策を強化しており、生活保護費納付金の収入率は上昇している。

表 収入未済の状況一覧(保健福祉局)

(金額：千円)

主な債権（目<節>）	18年度			17年度			16年度		
	件数	金額	収入率	件数	金額	収入率	件数	金額	収入率
民生費納付金	45,957	583,877	51.9%	41,793	547,734	49.0%	40,335	551,729	44.5%
<生活保護費納付金>	4,164	36,143		1,458	▲ 3,995		2,108	4,740	
うち法第63条返還金	11,844	147,909	74.5%	11,502	140,521	71.9%	11,879	153,108	66.8%
	342	7,388		▲ 377	▲ 12,587		1,086	11,494	
うち法第78条徴収金	34,113	435,968	31.4%	30,291	407,213	28.6%	28,453	398,606	26.3%
	3,822	28,755		1,838	8,607		1,022	▲ 6,753	
過年度収入	2,392	47,646	20.3%	2,085	41,669	21.5%	2,035	40,399	17.9%
<生活保護費戻入>	307	5,977		50	1,270		228	4,110	
合 計	48,349	631,523	50.4%	43,878	589,403	47.7%	42,370	592,128	43.3%
	4,471	42,120		1,508	▲ 2,725		2,336	8,850	

注1. 表の上段は決算数値。下段は対前年度増減。収入率(%) = 収入済額 / 調定額

2. 各局区の収入未済件数・金額(1千万円以上)は、今回監査対象となった所管課及び所管施設に関するもの。

3. 件数は調定件数であり、分割納付の場合、分割した調定ごとに1件とする

(2) 債権回収(滞納整理等)の取組

徴収体制

各区保健福祉部保護課及び北須磨支所保健福祉課では、事務担当者が督促状の発送等債権管理業務を行い(いずれも専任ではない)、保護受給中世帯に未納が生じた場合はケースワーカーを中心に納付指導を行っている。

取組状況及び課題

生活保護システムで債権を管理しており、督促状や催告状(年2~4回)の送付、電話催告、保護受給中世帯に対する窓口払納付や分割納付を活用した納付指導等を行っている。

また、保護費の適正な支出のため、年金相談員を配置し年金受給の可否に関する調査を進めているほか、就労指導員を中心としたきめ細かな就労指導も実施している。

しかし、被保護者数の増加や被保護世帯の抱える問題の複雑化などに伴い、ケースワーカー及び事務担当者の業務量は増加しており、踏み込んだ滞納整理を行うための時間的な余裕が少ないのが実情である。

特に、保護廃止世帯については適宜転居先や相続人の調査を行っているが、自主的な納付以外は未納となるケースが多く、廃止世帯の債権回収をどのように進めていくかが大きな課題である。また、保護受給中世帯に対する納付指導や不正受給防止策の徹底、悪質な未納者への対応なども課題であり、より効果的・効率的な債権管理のための実務マニュアルについて検討を進めている区もある。

2 主な監査項目及び着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 収入未済に係る債権管理(貸付金を除く)事務【重点監査項目】

イ 生活保護返還金、徴収金の調定、収納事務

ウ その他の収入事務(寄附採納など)

(2) 支出に関する事務

ア 生活保護に係る扶助費の支給事務

- イ その他の経費の支出事務
- (3) 契約に関する事務
 - ア 事業委託，物品調達等契約締結手続
- (4) 財産の管理に関する事務
 - ア 備品(重要物品を含む)の管理に関する事務
 - イ 基金に関する事務
 - ウ その他財産の管理事務

3 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

生活保護に係る法第 78 条徴収金の決定を速やかに行うべきもの

生活保護法第 61 条において，被保護者には収入，支出その他生計の状況の変動などについての届出義務が課されているが，この届出義務を怠り申告していない収入が判明した場合，法第 78 条徴収金として，被保護者から保護費を徴収することができる。

しかし，以下のとおり，未申告収入を把握したものの，監査日現在，法第 78 条徴収金決定が行われていない事例が見受けられた。

速やかに徴収金決定を行うべきである。

	監査時点	収入把握時点	未申告収入の内容	担当課
事例 1	19 年 10 月	18 年 4 月	14 年 10 月受領 生命保険解約返戻金	兵庫区保健福祉部 保護課
事例 2	19 年 10 月	18 年 10 月	17 年 1 月からの稼働収入	垂水区保健福祉部 保護課

(2) 支出に関する事務

健診料の支出事務を適正にすべきもの

薬品等特殊化学物質を取り扱う事業所の職員を対象に健康診断を実施しているが，健診料について，医療機関と締結した協定書と異なる単価で算定した金額を支出していたほか，同一の健診内容であるにもかかわらず実施医療機関によって支出単価に差異が生じている事例が見受けられた。
(保健福祉局総務部庶務課)

協定書内容を見直すとともに，履行確認を適正に行うべきである。

補助金交付要綱を速やかに改正すべきもの

民間救護施設等社会福祉施設が国の定める基準を超えて職員の配置を行った場合，要綱に基づき職員加配補助金を交付している。

国の通知を受けて，高額繰越金を有する施設に対する補助金については，算定方法を変更したにもかかわらず，要綱の改正が行われていなかった。

(保健福祉局総務部計画調整課，保護課)

要綱は，補助金交付の根拠規定であり，速やかに改正を行うべきである。

生活保護に係る扶助費の支給を適正に行うべきもの

生活保護法第4条では保護の補足性が規定されており，保護開始時に生命保険契約を保有している場合，他の資産同様，解約して返戻金を最低生活の維持に活用させるのが原則だが，返戻金が少額である場合などは保険金，解約返戻金を受領した時点で法第63条返還金とすることを条件に保有を認めることができる。

保有を認めた生命保険に入院給付金特約があるにもかかわらず，被保護者の入院後に給付金の有無について確認を行っていない事例が見受けられた。

(長田区保健福祉部保護課)

資産の保有を認めた場合，その状況を適正に把握し，扶助費の支給を行うべきである。

(3) 財産の管理に関する事務

生活保護に係る現金の取扱を適正にすべきもの

ア．戻入現金（分割納付分）の取扱を適正にすべき事例

現金取扱事務の手引（公金編）によると，最終的に公金として収納する現金を受領した場合は，所定の金額に達するまで預かることなく，直ちに収納員等による収納を行い，所定の領収証を発行することとなっている。

被保護者が生活保護費戻入の一部となる現金を持参した場合，独自の預かり書を交付する若しくは事実上預かることとした上で，戻入金額に達するまで金庫内に保管している事例が各区において見受けられた。

(保健福祉局総務部保護課)

生活保護費戻入現金（分割納付分）の取扱を定め，準公金との区分を明確にするよう指導を行うべきである。

イ．多額の現金を金庫内に保管している事例

平成19年8月に被保護者の依頼に基づいて法第63条返還金となる現金を預かったが，監査日現在（平成19年10月16日）返還決定が行われておらず，金庫内に多額の現金を保管している事例が見受けられた。

(西区保健福祉部保護課)

速やかに法第63条返還金決定を行うとともに，長期間金庫内に多額の現金を保管することがないように事務処理を適正に行うべきである。

4 意見

(1) 生活保護に係る債権管理について【重点監査項目】

生活保護費納付金などの収入未済に対しては，保護受給中世帯に対する窓口納付制度の活用など取り組みを進めているが，収入未済額は増加傾向にある。

今回監査を行った生活保護費納付金のうち，収入未済額が250万円以上である世帯には，廃止後10年以上経過しているものや転居先不明のものも含まれるが，以下のような事例が見受けられた。(保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課，北須磨支所保健福祉課)

法第 78 条徴収金決定，法第 63 条返還金決定と同時に保護を廃止したが，全く納付がなく，多額の収入未済が生じている事例

交通事故の保険金については保険金受領までに時間を要することが多く，受領の事実が判明した時点では費消していたなどで，多額の収入未済が生じている事例

公害健康被害補償法の給付と保護の調整が十分でなく，両法の支給が後日判明したが，多額の収入未済が生じている事例

債権の性質に応じた不正受給防止策や廃止世帯を含めた効率的かつ効果的な滞納整理体制及び悪質な未納者に対する法的措置の検討を進め，債権管理の強化を図りたい。

(2) 生活保護に係る収入状況調査について

保護費の不正受給は稼働収入の未申告・過少申告によることが多く，保護費の適正な支給を図るためには，被保護者への申告指導とあわせて，収入状況調査によって申告内容が課税情報に照らして適正かどうかを検証することが重要である。

調査の結果保護開始前の給与所得が判明したが，就労先や退職日の確認を行わなかったために，翌年度調査までの 1 年半にわたって，就労の事実を隠して保護費を不正に受給していたことを把握できなかった事例が生じていた。 (北区保健福祉部保護課)

保護開始前の給与所得であっても，把握した時点で稼働状況を確認するなど調査の徹底を図り，不正受給の防止に努められたい。

(3) 補助金の実績報告について

補助金は公益上必要がある場合に支出できるものであり，補助金支出の効果が明確となるよう実績報告を求めるべきである。

しかし，補助金交付要綱に具体的な定めをしていないため，補助金交付団体の全体事業の決算書や事業報告書が実績報告として提出されており，補助金の事業実績が不明瞭なものが見受けられた。 (保健福祉局総務部庶務課，保護課)

補助金交付要綱に具体的な定めを行うなど実績報告の方法について検討を行われたい。

第 2 保健福祉局(病院関係)

1 収入未済(重点監査項目)の状況と取組

(1) 過去 3 年間の推移

今回監査対象となった所管課及び所管施設に関する主な収入未済(重点監査項目)の状況は，次のとおりである。

入院収益に係る収入未済金

主な内訳は，医療センター中央市民病院，同西市民病院の入院診療に係る患者一部負担金等である。平成 18 年度の収入未済件数は 3,538 件，収入未済額は 2 億 6,291 万円であり，収入率(金額ベース，収入済金額 / 調定金額，以下同様)は 91.3%となっている。過去 3 年間の推移(金額ベース)をみると，平成 16 年度は減少，平成 17 年度に増加し，

平成 18 年度は減少している。

外来収益に係る収入未済金

主な内訳は、医療センター中央市民病院，同西市民病院の外来診療に係る患者一部負担金等である。平成 18 年度の収入未済件数は 1 万 3,728 件，収入未済額は 8,718 万円であり，収入率(金額ベース)は 92.3%となっている。過去 3 年間の推移(金額ベース)をみると，平成 16・17 年度は増加しているが，平成 18 年度はほぼ横ばいである。

医業収益(入院収益 + 外来収益)に係る収入未済金

平成 18 年度の収入未済件数は 1 万 7,266 件，収入未済額は 3 億 5,009 万円であり，収入率(金額ベース)は 91.6%となっている。過去 3 年間の推移(金額ベース)をみると，平成 17 年度は増加しているが，平成 18 年度は減少している。収入率(金額ベース)は，91～93%で推移している。

表 収入未済の状況一覧(保健福祉局)

(金額：千円)

主な債権(目)	18年度			17年度			16年度		
	件数	金額	収入率	件数	金額	収入率	件数	金額	収入率
入院収益	3,538	262,915	91.3%	-	283,660	89.8%	-	261,049	92.2%
	-	▲20,745		-	22,611		-	▲10,566	
外来収益	13,728	87,181	92.3%	-	86,575	93.7%	-	70,932	94.8%
	-	606		-	15,643		-	12,272	
合計	17,266	350,096	91.6%	-	370,235	91.0%	-	331,981	93.0%
	-	▲20,139		-	38,254		-	1,706	

注 1．平成18年度末時点で未収金累計額1,000万円以上，または収納率50%未満の未納債権について，状況を調査。数値はいずれも所管局の調査によるものである。

2．収入未済額には，国，県，社会保険診療報酬支払基金等の公的機関からの収入金等は含まない。

3．表の上段は調査数値。下段は対前年度増減。収入率(%) = 収入済額 / 調定額

4．各局区の収入未済件数・金額は，今回監査対象となった所管課及び所管施設に関するものである。

5．入院収益及び外来収益の収入未済件数(17年度以前分)，前年度増減は，一部不明で統計資料として不完全なため，掲載せず。

6．簿外で管理している未収金を含むため，決算数値とは一致しない。ただし，外来収益の一部(医療センター西市民病院分)は，実際の収入未済額の把握が不可能なため，調定額に対する収入未済額を用いている。

7．其他医業外収益(治験収益含む)は，実際に収納済のものを精査すると少額になる可能性があるため，掲載せず。

(2) 債権回収(滞納整理等)の取組

徴収体制と事務分担

ア 医療センター中央市民病院

滞納整理の体制としては，1 課 4 係(うち 2 係が滞納整理事務に直接携わっている)で取り組んでいる。入院収益と外来収益で担当する係が分かれているが，いずれも督促状・催告状の送付，電話による催告等を行っている。また，入院収益の場合は，臨戸訪問を実施しているほか，法的措置(訴訟)も検討中である。

イ 医療センター西市民病院

滞納整理の体制としては，1 課 2 係(うち 1 係が滞納整理事務に直接携わっている)で取り組んでいる。入院収益と外来収益で担当を分けておらず，滞納整理事務に携わる従事者が不足している。いずれも督促状・催告状の送付，電話による催告を行っているが，従事者が一人ということもあり，臨戸訪問や法的措置(訴訟)までは実施していない。

取組内容と課題

ア 医療センター中央市民病院

入院について、調定後4ヶ月を経過しても支払われない場合は督促状を送付するとともに、患者や連帯保証人に対して、電話で督促を行っている。今後は、平成19年8月に策定した未収金対策マニュアルに基づき、確実な未収金管理を進めていくこととしている。

外来について、未収金のある患者に対しては、会計窓口において、きめ細かく支払の督促を行っている。

イ 医療センター西市民病院

入院・外来とも、未収金のある患者については、外来受診時に支払についての面談を行うとともに、入院時には入院期間中に支払についての面談を行うようにしている。

しかしながら、職員は日常の経常業務に追われ、滞納整理業務に割ける時間的余裕が少ない。このため、今後は病院として、窓口での指導・啓発の強化等により、初期段階での滞納防止に努めるとともに、専門家への外部委託についても検討することとしている。

2 主な監査項目及び着眼点

(1) 収入に関する事務

ア 収入未済に係る債権管理（貸付金を除く）事務【重点監査項目】

イ 病院の診療報酬及び看護大学等の使用料の調定、収納に係る事務

ウ 使用料等の減免に関する事務

エ その他の収入に関する事務

(2) 支出に関する事務

ア 診療受付等の委託に係る委託料の支出、履行確認、精算等に関する事務

イ その他の経費の支出に関する事務

(3) 契約に関する事務

ア 医療機器、医薬品、賄材料等の購入に関する事務

イ 診療受付等の委託契約に関する事務

(4) 財産の管理に関する事務

ア 備品(重要物品を含む)の管理に関する事務

イ 基金の管理運用に関する事務

ウ 行政財産の目的外使用許可に関する事務

エ その他財産の管理に関する事務

3 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

外来未収金の計上を適正にすべきもの【重点監査項目】

外来診療に係る患者一部負担金について、中央市民病院では実収入額を調定額としており、決算上未収が生じない形になっているため、平成 17 年度以前の未収金はゼロで計上されている。また、西市民病院では、納付書送付分のみを未収金計上しているため、未収金は少額である。これに対し、入院の場合は、両病院とも請求点数から算定した患者一部負担金の額と実際の入金額との差を未収金としこれを決算書に反映している。

(医療センター中央市民病院、同西市民病院)

外来は患者数が多く、また医療保険の変更も頻繁にあるため、入院と同様の処理をするには現場の負担が大きいとのことであるが、未収金が決算に反映されない現行の処理方法は適切な会計処理とはいえない。日々の未収金は実際にはシステムで簿外管理しているため、年度末にそれを集計し実質的な未収金額を決算書に反映することを検討すべきである。

治験研究費に係る未収金の解消を図るべきもの【重点監査項目】

平成 18 年度決算において、平成 17 年度に発生した医業外収益未収金に、多額の残高がある。その主な理由として治験研究費にかかる未収収益があるが、請求状況、収納状況等の詳細を確認できない状態である。

(医療センター中央市民病院)

早急に実態を確認し、未納のものについてはただちに請求し、二重に収益計上したために収納済の債権が残っている等の場合は、適切な会計上の処理をすべきである。

(2) 支出に関する事務

医師招聘謝礼の支給を適正に行うべきもの

応援医師の報酬基準について、医師免許取得後の年数と業務時間により、報酬を支払うこととしている。なお、報酬基準の但書には、緊急的に応援医師を確保する必要がある場合は最高額の基準を用いることもある旨の規定がある。

監査日現在、上記の但書に該当するケースではないにもかかわらず、医師免許所得後の年数の確認をせずに、最高の支給基準で支出している事例が見受けられた。

(医療センター中央市民病院)

基準を定めている以上、医師免許の写し等を徴収した上で、報酬基準に則った支出をすべきである。

(3) 契約に関する事務

委託料の積算を適正に行うべきもの

看護師確保のために病院内に保育所を設置し、運営を社会福祉法人に委託している。委託料は、年齢別の保育児童数を基に算定、児童総数で精算しているが、算定根拠となっている年齢別の児童数(以下、「算定児童数」という。)が実際の児童数と乖離している事例が見受けられた。

(医療センター中央市民病院)

直近 3 年間の状況を見ると、0 歳児について実際の児童数が算定児童数の半数以下しかいないなど年齢によってアンバランスが生じているだけでなく児童の総数も減少

傾向であるが、長期間見直しがされていない。今後の児童数の動向には不安定な側面があるのは事実であるが、一定の期間毎に、年齢別の算定児童数を実態に応じて見直し、委託料の適正化を図るべきである。

委託契約に係る契約手続を適正にすべきもの

ア 地方公営企業法においては、地方自治法と同様、私人に公金の徴収事務を行わせる場合には、徴収に関する委託契約を締結するとともに、その旨を告示する必要がある。また、徴収委託を行う場合には、地方公営企業法及び同法施行令に基づき、受託者は、収入の調定から収納までの一連の事務を受託者の権限で行い、計算書を添えて会計管理者または指定金融機関に払い込むとともに、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則に基づく協議を行うこととされている。

救急に係る受付・会計業務を委託しているが、この内、会計業務については、患者一部負担金の徴収・保管や領収書の発行等を行っていることから、このような業務の委託は金銭出納員の事務補助ではなく、「私人へ徴収委託」にあたると解される。

年度当初の契約締結時に行財政局監察室から、救急に係る受付業務と徴収業務とを分離し、徴収業務については、法令に沿った手続をするようにとの指摘があったにもかかわらず、監査日現在(H19.10.19)、未だ必要な事務処理が行われていない事例が見受けられた。

(医療センター中央市民病院)

会計業務については受託者名で行うよう契約内容を改めるとともに、告示や会計室との協議等法令に沿った手続をとるよう事務手続を見直すべきである。

イ 病院における受付・会計・その他業務を委託しているが、監査日(H19.10.19)現在、平成19年度の委託契約が未だ締結されていない事例が見受けられた。

(医療センター中央市民病院)

前年度の業者が引き続き業務を行っているとのことであるが、双方の合意内容が契約書として明文化されない中で業務継続は契約の安定性、確定性、第三者への対抗力等の見地から決して好ましいことではない。また、委託先職員の労働条件を不安定にさせ、公共団体としての信頼性が失われる恐れすらある。早急に委託先と協議を行い、適正な契約を締結すべきである。

物品購入の契約方法を適正にすべきもの

複数の物品購入について、課長専決契約の範囲内に分割して支払っている事例が見受けられた。

(経営管理課)

同一の物品を、同じ業者に、同時期に支払うのであれば、経済性の観点からも1本にまとめて経理契約すべきである。

委託内容を見直すべきもの

平成18年度において、「中央市民病院との連携に関する調査等業務」を財団法人 先端医療振興財団(以下、「財団」という。)に委託している。委託業務の内容は、(1)連携の現状、あるべき方向、将来的な連携に向けた課題の整理、提言に関する中央市民病院等との

調整等、及び(2)連携会議(幹事会)の開催(日程調整、議題集約、会議資料作成、議事録作成)である。(経営管理課)

しかしながら、この委託契約は、委託料の算定根拠や業務(2)以外は具体的な業務内容が明確ではない、委託事務の執行の適正化に関する要綱に基づく適正な内容の事業実績報告書が提出されていない、契約書に収入印紙が貼付されていないなどの不備があり、適正な契約手続をすべきである。

また、業務(1)については、連携事業における一方の当事者であり利害関係者である財団に委託する方式がのぞましいか、疑問が残るところである。連携事業の方向性等については、検討過程の透明性・客観性等を確保するため、外部の有識者等を入れた審査委員会を設置するか既存の審議会等を活用し、そこに諮問する方式がのぞましい。次に、連携会議開催等に係る事務補助については、信頼できるコンサルタントに委託する、あるいは財団を連携事業の事務局と位置づけ本来業務の一部として事務執行させる等の方策を検討されたい。

参考 委託事務の執行の適正化に関する要綱

第 16 条(委託の管理及び報告)第 2 項 主管課長は、事業終了後速やかに、事業実績報告書の提出を求めなければならない。事業実績報告書は、事務事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならない。

第 17 条(委託の検査及び履行確認) 第 2 項 検査は、契約書、仕様書、明細書、事業実績報告書その他の関係書類等に基づいて、公正かつ的確に検査を行わなければならない。

4 意 見

(1) 医業未収金の増加と対応策について【重点監査項目】

患者が病院に治療費を支払わない未収金問題が全国的に深刻化している。本市決算の状況を見ると、18 年度に収益が伸びているものの、それ以上の伸び率で医業未収金が増加しており、医業収益の増加の約 7 割を医業未収金が占めている。

(医療センター中央市民病院、同西市民病院、経営管理課)

当局においては、連帯保証人の確認や分割払の相談を含めた窓口での納付指導、督促状の送付、電話催告や臨戸訪問、支払誓約書の徴収等様々な手段で未収金の解消に努めているところであるが、職員が日常業務に追われているため継続的な滞納者対策に十分取り組めていないのも事実である。私法上の債権であるため強制徴収できないなど一定の限界はあるが、今後、収入率向上の実を上げるためには、滞納原因の分析を行いそれぞれの原因に応じた有効な方策を検討するとともに、滞納者の状況や支払能力等を十分見極めた上で、例えば、滞納整理の専属チームや専門家への外部委託の検討、悪質なものについては訴訟提起も視野に入れるなど、収納体制の一層の強化を図られたい。

また、滞納者のプライバシーに配慮した面談スペースの確保、カウンセリングのできる専門家(アドバイザー)の配置等、個々の滞納者の実情に応じた対応策についても検討されたい。

(2) 市民病院の独立行政法人化へ向けて

中央市民病院及び西市民病院(以下、「市民病院」という。)においては、平成 21 年度を

目途に一般地方独立行政法人（以下、「独立行政法人」という。）に移行することが予定されている。独立行政法人は、患者ニーズに対応した診療時間の設定や診療日の弾力的な変更が可能、医療需要の変化に迅速に対応し、また、優秀な医療者を採用・育成するための弾力的な人事給与制度の導入が可能、中期目標・計画の策定や第三者評価（評価委員会）による経営の透明性の確保、複数年契約が可能となる等中期計画の下で弾力的・機動的な病院運営が可能となる、などの利点があるとされている。本年度はその準備段階として、両病院に「医療センター」の名称を冠し運営面での一体化を図ることをめざしている。運営一体化の内容としては、両市民病院における薬品等の共同購入に加え、将来的には医師を含めた職員の人的交流も予定しているとのことである。

現在、市民病院においては、在庫管理の縮減・効率化を目的としたSPD（西市民病院）や物流システム（中央市民病院）の導入、医療機関別包括評価による医療費の定額払制度（DPC）の導入に向けた取組（中央市民病院・西市民病院）等効率的な事業執行に努めているところであるが、本年度の財務定期監査においては、支払や契約等の事務手続面で一部不適正な事務処理が見受けられた。

（医療センター中央市民病院、同西市民病院、経営管理課）

独立行政法人化後は、今以上に財務面・経理面での独立性が高まることから、両市民病院の経理担当部門はもとより調整・審査機能を担う部署を中心にチェック機能の一層の充実強化を図られたい。

市民病院は、市民の健康と命を預る極めて重要な部門であり、独立行政法人化後も両市民病院が適切な機能分担の下に連携協力関係を一層密にし、企業体としての健全経営を早期に実現するとともに、本市トータルとして質の高い医療サービスを全ての市民に提供することを期待するものである。

第3 環境局

1 収入未済（重点監査項目）の状況と取組

(1) 過去3年間の推移

今回監査対象となった所管課及び所管施設に関する収入未済（重点監査項目）の状況は、次のとおりである。

環境使用料

主な内訳は、クリーンセンター、事業所の行政財産目的外使用に係る使用料である。平成18年度の収入済額は5,550千円であり、収入未済は発生していない。過去3年間においても収入未済は発生していない。

環境手数料

主な内訳は、事業系等の一般廃棄物処理、犬ねこ等の死体処理に係る手数料である。平成18年度の収入済額は1,576,340千円、収入未済額は32,583千円であり、収入率は98.0%となっている。過去3年間の推移をみると、平成16年度から平成18年度にかけて増加しているが、平成19年度以降は、処理手数料を含んだ事業系指定ごみ袋制度が開始されたことにより、納入通知書により納付する手数料は大幅に減少するため、収入未

済も減少するものと考えられる。なお、収入未済については、平成 16 年度分の 1 件（4 千円）を除き、すでに収納されている。

諸収入

主な内訳は、廃棄物の不法投棄の行政代執行に要した費用等に係る弁償金、水環境センター、自動販売機の電気使用に係る償還金及びクリーンセンターで発電した電力の売電、電気供給等に係る雑入である。平成 18 年度の収入済額は 1,233,892 千円、収入未済額は 347,258 千円であり、収入率は 78.0%となっている。収入未済はすべて廃棄物の不法投棄の行政代執行に要した費用に係る弁償金である。過去 3 年間の推移をみると、弁償金の収納がなかなか進まないため収入未済額は横ばいで推移している。

第 1 表 収入未済の状況一覧(環境局)

(金額：千円)

主な債権(目)	18年度			17年度			16年度		
	件数	金額	収入率	件数	金額	収入率	件数	金額	収入率
環境使用料	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%
環境手数料	45	32,583	98.0%	10	13,139	99.0%	20	2,692	99.8%
	35	19,444		▲ 10	10,447		▲ 13	▲ 13,179	
諸収入(弁償金)	11	347,258	1.1%	10	350,552	0.5%	10	351,352	1.0%
	1	▲ 3,294		0	▲ 800		10	351,352	
諸収入(償還金)	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%
	0	0		0	0		0	0	
諸収入(雑入)	0	0	100.0%	0	0	100.0%	0	0	100.0%
	0	0		0	0		0	0	
合計	56	379,842	88.1%	20	363,690	87.0%	30	354,043	87.7%
	36	16,151		▲ 10	9,647		▲ 3	338,172	

注 1. 表の上段は当年度数値。下段は対前年度増減。収入率(%) = 収入済額 / 調定額

2. 数値はいずれも所管局の調査によるものである。

3. 各局区の収入未済件数・金額は、今回監査対象となった所管課及び所管施設に関するものである。

(2) 債権回収(滞納整理等)の取組

徴収体制

収入未済となっている債権の債務者の数も限られていることから、兼務の職員で債権回収を行っている。

取組内容と課題

廃棄物の不法投棄の行政代執行に要した費用に係る弁償金については、金額が多額に上ることから、債務者だけでなく、連絡可能な連帯債務者に対しても納付催告など粘り強く債権回収を進めている。また、事業系一般廃棄物の処理手数料については、督促状や催告状の送付、電話による督促等を実施することにより、過年度の未収金はすでに収納されている。

2 主な監査項目及び着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 収入未済に係る債権管理（貸付金を除く）事務【重点監査項目】
- イ 廃棄物処理手数料の調定及び収納事務

- ウ 電力供給等の調定及び収納事務
- エ 産業廃棄物処理業許可申請に係る手数料の調定及び収納事務
- オ その他の収入事務
- (2) 支出に関する事務
 - ア ごみ・し尿の収集運搬等に係る支出事務
 - イ クリーンセンター等施設の整備，管理及び運営に係る支出事務
 - ウ 資源集団回収実施団体等への助成金の支出事務
 - エ 環境保全融資に係る預託金の支出事務
 - オ その他の支出事務
- (3) 契約に関する事務
 - ア 業務委託等に係る契約事務
- (4) 財産の管理に関する事務
 - ア 備品(重要物品を含む)の管理に関する事務
 - イ 基金の管理事務
 - ウ その他の財産管理事務

3 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

償還金（電気料）の算定を適正に行うべきもの

飲料水及びたばこの自動販売機の行政財産の目的外使用に係る償還金（電気料）の算定を誤っている事例が見受けられた。

（東灘・灘・中央・兵庫・長田・須磨事業所，西クリーンセンター）

適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

前渡金の管理を適正に行うべきもの

公用車に掛けている任意保険について，被害者が入院した際に保険会社より，事故の相手方への見舞い等の臨時費用に充てる保険金が支払われているが，保険金が直接前渡金管理者の預金口座へ入金されている事例が見受けられた。

臨時費用に充てる保険金であっても，一旦市の歳入とし，必要に応じて支出すべきである。

（自動車管理事務所）

補助金の精算を適正に行うべきもの

エコタウン活動に対する助成金は 基礎的活動助成金 地域情報紙等による広報活動，その他の活動に区分し，それぞれに上限を設けているが，精算に当たり，実施要綱（エコタウンまちづくり支援要綱）に各区分の流用に関する規定がないにもかかわらず，区

分により流用されている事例が見受けられた。 (地球環境課)
適正な事務処理を行うべきである。

遅滞なく支払いを行うべきもの

支払は請求書受理後 30 日 (工事代金については 40 日) 以内に行わなければならないが、支払が遅延している事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 平成 19 年度分のタクシー代 (4 月 21 日利用分以降) 及び ETC 利用代が、監査日 (平成 19 年 9 月 13 日) 現在、支出されていない事例 (事業系廃棄物対策室)

イ 平成 19 年度分の物品 (消耗品及び備品) の支払いが支出命令書の紛失により、遅延している事例 (垂水事業所)

プリペイドカードの支出を適正にすべきもの

年度当初のプリペイドカードの購入に際して、領収書の日付が前渡金の支出日よりも前になっており、立替払いが生じている事例が見受けられた。 (事業系廃棄物対策室)

適正な事務処理を行うべきである。

(3) 契約に関する事務

契約方法を見直すべきもの

クマデ・箕といったごみ収集業務に使用する消耗品については、各事業所単位で購入しているが、基本的に同等品であるにもかかわらず、購入単価が相当異なっている事例が見受けられた。

本件については、前回の定期監査においても、一括購入や単価契約など、経費節減が可能となる方法を検討するよう意見を付していたが、現在まで効果的な対応策が講じられていない。 (業務課)

必要な対応を行うべきである。

(4) 財産の管理に関する事務

備品の管理を適正に行うべきもの

備品については受払の都度、管理簿に記載しなければならないが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 購入あるいは保管転換した備品 (公用車等) を備品管理簿に記載していない事例 (須磨事業所、垂水事業所、自動車管理事務所)

イ 保管転換した備品 (公用車) を備品管理簿に重複して記載している事例 (長田事業所)

ウ 廃棄 (車) した備品 (公用車) が備品管理簿に記載されたままになっている事例 (西事業所)

公用車の管理を適正に行うべきもの

公用車の管理については、運転手は用務終了後に、また運転職員は運転終了後に、それぞれ運転日報を作成し、公用車管理者に報告することとなっているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

ア 運転日報が作成されていない事例

(垂水事業所)

イ 公用車管理者の決裁がされていない事例

(庶務課，北事業所，西事業所，自動車管理事務所，落合クリーンセンター)

E T Cカードの管理を適正に行うべきもの

E T Cを搭載した公用車については、E T Cカードを使用した際、E T Cカード使用簿と運転日報により履行確認を行うこととなっているが、E T Cカード使用簿の記載と運転日報の運転記録が一致しない事例が見受けられた。

(自動車管理事務所，東クリーンセンター，西クリーンセンター)

適正な事務処理を行うべきである。

4 意 見

一般廃棄物処理手数料の納入遅延に対する対応について【重点監査項目】

事業系一般廃棄物の収集運搬業務を行っている許可業者の一部について、処理手数料の納入遅延が常態化している事例が見受けられ、各クリーンセンターにおいて、督促等の手続きを行っているが、その納期限等が同一業者に対しても一定していないため、所管課が適切な対応を指導することを検討されたい。

(各クリーンセンター，施設課)

車両(パッカー車)のパンク修理の単価見直しについて

ごみ収集車の管理業務においては、車両数も多く、使用頻度も高いことから、パンク修理への対応が多くなっており、複数の業者に同一の単価で発注しているが、ここ数年、見積り合わせ等による単価の見直しを行っていない。

定期的に見積り合わせを行い、単価の見直しを図るなど、経費節減の努力をされたい。

(自動車管理事務所)